

宮 代 町 硬 式 テ ニ ス ク ラ ブ 規 約

第一章 総 則

第一条 本会は宮代町硬式テニスクラブと称する。

事務局を会長の定める所とする。

第二条 会員構成

第一項 本会は宮代町在住、在勤、在学者によって組織する。

第二項 第一項の他に、(宮代町以外でも)本会の趣旨に賛同し、事業に積極的に参加することを条件として、運営委員会の承認を得た者は入会することが出来る。

第三項 休部を1年以上の者は、脱会とみなし除名する。但し、他の地域に転勤した者は、運営委員会の承認を得て在籍することが出来る。(入会金不要)

第二章 目 的

第三条 本会は硬式テニスを通じて体力の向上、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三章 役 員

第四条 本会の運営にあたり、次のように役員を置く。

1	会 長	1 名
2	副 会 長	若干名
3	会 計	2 名
4	運 営 委 員 長	1 名
5	運 営 委 員	若干名
6	監 査	2 名

※運営委員会は会長、副会長、会計、運営委員で構成する。

第五条 役員は会員内から互選する。

第六条 役員の任期は原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

原則として宮代町体育協会の役員任期と同じにする。

第七条 本会には、運営委員会を置き、必要に応じて会長が招集する。

第四章 会 計

第八条 1 本会は会運営費として年間定められた会費4,800円を徴収する。

2 会費は毎年4月に一括して納めるものとする。

3 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第九条 1 新規加入者は入会金1,000円を納入する。

- 2 途中入会者の会費については年会費より算出する。
- 3 会費未納者については運営委員会の決議を得て除名することがある。

第五章 総 会

- 第十条
- 1 本会は年1回3月（又は4月）に総会を開くものとする。
 - 2 総会で次の事項を審議決定する。
 - 1 前年度の事業報告及び決算
 - 2 当年度の事業及び予算
 - 3 その他必要事項

第六章 行 事（事 業）

- 第十一条 本会は次の行事を行う。
- 1 町民テニス大会
 - 2 クラブ内大会
 - 3 県大会参加
 - 4 親睦会
 - 5 クラブ内合同練習
 - 6 町民講習会
 - 7 その他大会参加
 - 8 納会

第七章 付 則

第十二条 本会の規約の改正は総会出席者の過半数の決議において決定する。

第十三条 本会の規約は昭和56年9月6日より施行する。

- 1 改正 昭和57年5月30日
- 2 改正 昭和60年4月21日
- 3 改正 平成 6年3月27日
- 4 改正 平成10年3月22日
- 5 改正 平成13年3月25日
- 6 改正 平成28年3月13日